

# 和光市景観計画手引（基準編）

## 目 次

はじめに	..... 1
本書の構成	..... 2
景観形成基準	..... 3
1 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	..... 3
2 工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	..... 12
3 良好的な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	..... 15
勧告基準、変更命令基準	..... 16
1 勧告基準	..... 16
2 変更命令基準	..... 19
色彩の制限基準	..... 20

# はじめに

本市では、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を市民、事業者及び市が一体となって守り、育て、創っていく活動を推進し、市民のまちへの愛着や誇りを育み、良好な景観を次世代に継承していくことを目的として、和光市景観計画を策定しました。

和光市景観計画では、本市における景観づくりを推進するため、建築物の建築等の規模や形態意匠、色彩などの点から景観への配慮を求める景観形成基準を設定しています。

本書は、和光市景観計画の景観形成基準の内容について、具体的な手法例を紹介しています。本市において建築物や工作物、物件の堆積を計画する際に、事業主、建築主、設計者等のみなさまの一助となるように、作成したものです。

## ●和光市景観計画に掲げている景観づくりの目標及び基本方針

### 景観づくりの目標

まちに愛着を抱き、誇りに感じる  
“都心に近い緑豊かなふるさと” 景観づくり

(市民、事業者及び市の共通の目標)

### 景観づくりの基本方針

#### (1) 都市と自然との調和を大切にする景観づくり

変化に富んだ地形の上に、それぞれ地域の個性的なまちなみの形成を図りながら、都市と自然との調和を大切にする景観づくりを目指します。

#### (2) 生活・暮らしに根ざし、歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観づくり

地域でのコミュニティ活動や地域文化の保存活動、学習活動などを通じて、特徴的な自然や史跡、文化財などの歴史的な資源を継承する景観づくりを目指します。

#### (3) 市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくり

潤いのある豊かな生活環境の形成や産業の振興に寄与し、市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくりを目指します。

#### (4) 市民、事業者及び市の協働による景観づくり

市民、事業者及び市の各主体がそれぞれの役割を果たしながら、三者の協働による景観づくりを目指します。

# 本書の構成

本書は、和光市景観計画「第3章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項」における景観形成基準、色彩の制限基準、勧告基準及び変更命令基準について解説したものです。

## ●和光市景観計画の構成

第1章 景観計画区域

第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

**第3章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項**

第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

第7章 景観づくりの推進

## ●「良好的な景観の形成のための行為の制限」(和光市景観計画第3章より)

「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」に沿って、景観づくりを推進するため、建築物の建築等の規模や形態意匠、色彩などの点から景観への配慮を求める景観形成基準を設定します。

さらに、一定規模以上の建築物等については、届出対象行為を設定し、適切な誘導を図ります。また、外観の色彩等について、勧告及び変更命令を行うための基準を定めます。

# 景観形成基準

本項では、各基準について、具体的な手法例を紹介しています。ただし、ここに挙げているものは、あくまでも一つの例であり、是非、創意工夫のもと、積極的に景観づくりに取り組んでください。

## 1 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更

### (1) 配 置

#### 【景観形成基準】

- ア 周辺景観の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。
- イ 崖地の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。

#### ■にぎわいのある商業地景観の形成



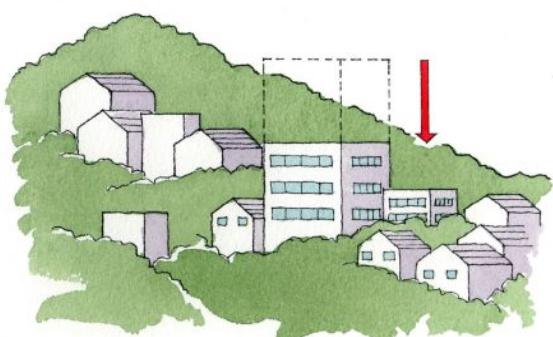
#### ■宿場町の面影、社寺や古い民家のあるまちなみへの配慮



#### ■周辺のまちなみとの調和への配慮



#### ■地形を生かし、周囲から丘陵や稜線を保全するよう建築物や屋根形状を工夫する



## ● 「視点場」とは

視点場とは、“見る場所”的ことです。

景観は、見る場所（視点場）から、ある場所（対象物）を眺めることで、はじめて成り立ちます。

景観づくりにおいて、視点場からの優れた眺めを守ることは大切です。建築物の計画等を行う際には、道路等の視点場からの崖地の稜線、神社仏閣などの地域の優れた対象物の眺めを守ることへの配慮を心がけてください。

## (2) 規模、大きさ

### 【景観形成基準】

- ア 建築物の大きさは、周辺景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。
- イ 周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。
- ウ 外観を構成するものは、周辺景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。

■周辺の建築物の高さとの連続性に配慮し、道路等の公共空間側の圧迫感を軽減させる



■外壁を色彩により分離し、圧迫感を軽減させる



■建築物の立面に変化を付け、圧迫感を軽減させる



■両隣の建築物との連続性に配慮し、3階以上の色彩の彩度を抑える



■隣接する建築物と2階部分のファサードの形態や素材を連続させる



■まちなみの連続性に配慮し、軒の位置や屋根の勾配をそろえる



### (3) 形態意匠 【外壁】

#### 【景観形成基準】

- ア 周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。
- イ 特に歴史資源のある周辺では、歴史・文化・伝統の趣を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮すること。

■建築物の外壁や化粧梁の素材を合わせる



■建築物の低層部に、伝統的な建築物の意匠を取り入れたデザインとする



### (4) 形態意匠 【屋根】

#### 【景観形成基準】

- 周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。

■屋根のこう配を整え、素材を合わせてまちなみとして調和させる

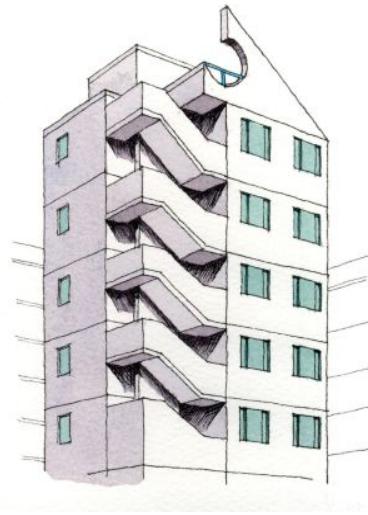


## (5) 形態意匠【屋外階段】

【景観形成基準】

建築物本体と調和した外形とすること。

- 屋外階段を建築物本体と一緒にした構造及び形態にする



## (6) 形態意匠【建築設備等】

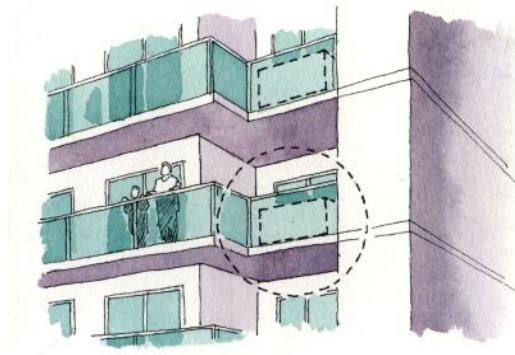
【景観形成基準】

屋上設備や配管などの付帯設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。また、ルーバー等は建築物本体と調和する外形とすること。

- 屋上設備が外部から直接見えないように、建築物の外観と一体的なデザインの壁面で覆う



- 共同住宅のバルコニーに空調室外機を設置するスペースを設け、外部から直接見えにくいよう工夫する



## (7) 形態意匠 【色彩】

### 【景観形成基準】

- ア 建築物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。
- イ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
- ウ 商業業務系土地利用の地域では、アクセントカラーなどを適切に使用することにより、にぎわいの演出に配慮すること。
- エ 工業・流通業務系土地利用及び公益文教系土地利用の地域では、建築物の外壁に極力低彩度の色彩を使用するように配慮すること。

■建築物上部の壁面の色彩について、明度を高めに、また彩度を低めにすることで、圧迫感を軽減する



■隣接する建物と色彩を合わせる

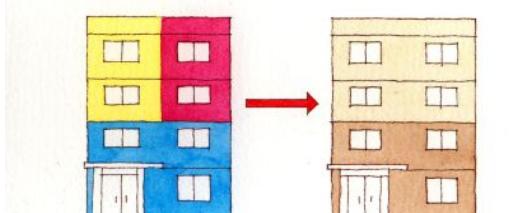
■外観の基調となる色彩を、落ち着きのある低彩度とし、バルコニー部分のアクセント色も彩度を低く抑える



■ひさしなどの一部にアクセントカラーを入れてにぎわいを演出する



■多色使いの際には、類似色を用いるなど、使用的する色相相互の調和に配慮する



■周辺の緑と調和する、低彩度の色彩の外観とする



## (8) その他【植栽等】

### 【景観形成基準】

- ア 敷地内には、地域の景観に調和した樹種の植栽に配慮すること。道路等の公共空間に面する部分の植栽に配慮すること。
- イ 緑化に当たっては、周辺景観との調和や崖線、農地、河川等の緑や街路樹等との連続性に配慮すること。
- ウ 敷地内に残すべき自然（斜面林、湧水等）や歴史的な資源がある場合は、これらを生かした空間の形成とその保全に配慮すること。

■周辺の斜面緑地や屋敷林、社寺林等にある樹種を用いて植栽する



### 参考

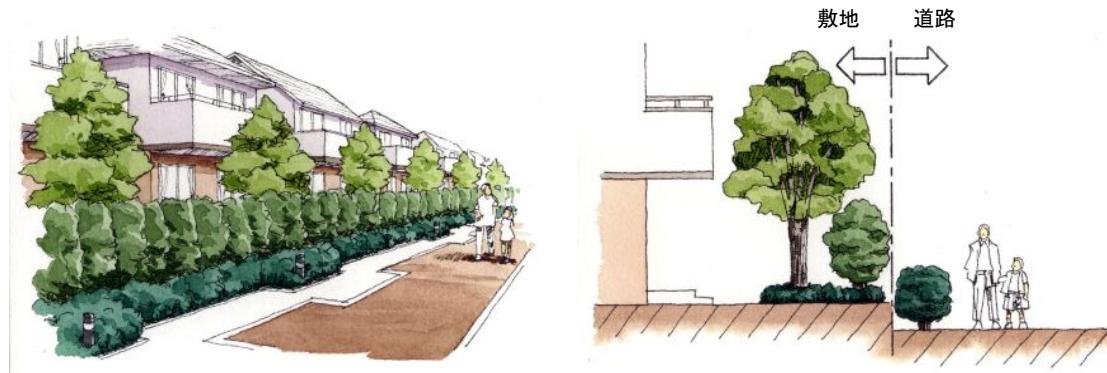
#### ◆斜面緑地に見られる樹種

ケヤキ、ムクノキ、イヌシデ、クヌギ、コナラなど

#### ◆屋敷林や社寺林の樹種

イチョウ、ケヤキ、ムクノキ、エノキ、シラカシ、スダジイなど

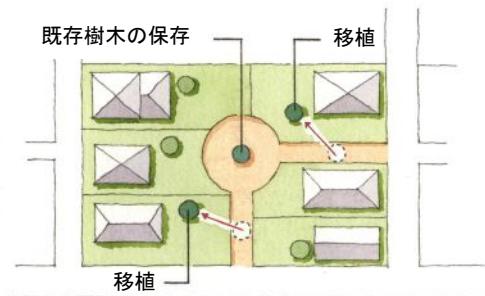
■道路の植栽との連続性に配慮し、敷地内の境界部に生け垣や高木を植栽する



■高層建築物の足元を緑化し、圧迫感を軽減させる



■既存樹木を保全・活用し、植栽を演出する



## (9) その他【照明】

### 【景観形成基準】

- ア 照明は、周辺景観との調和に配慮し、夜間景観を演出するような照明方法の工夫を行うこと。  
イ 点滅する光源は避けるように配慮すること。

■照明により、連続性のあるまちなみを美しく演出する



■道路に面した植え込みに配置され、建築物の外壁を照らす



## (10) その他【外構】

### 【景観形成基準】

圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避けるように配慮すること。

- エントランス部を植栽により修景する



- 低い化粧ブロック等を用いて、開放的なまちなみを演出する



## (11) その他【付属設備】

### 【景観形成基準】

駐車場やごみ置き場等は建築物本体と調和するような形態や意匠とするよう配慮すること。

- 駐輪場を塀と植栽で囲う



- ごみ置き場の開口部を駐車場側に向け、外構と同一の素材で囲う



## 2 工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更

### (1) 配 置

#### 【景観形成基準】

- ア 周辺景観の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。
- イ 崖地の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。

- にぎわいのある商業地景観の形成（3頁参照）
- 宿場町の面影、社寺や古い民家のあるまちなみへの配慮（3頁参照）
- 周辺のまちなみとの調和への配慮（3頁参照）
- 地形を生かし、周囲から丘陵や稜線を保全するよう建築物や屋根形状を工夫する（3頁参照）

### (2) 規模、大きさ

#### 【景観形成基準】

- ア 工作物の大きさは、周辺景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。
- イ 周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。
- ウ 外観を構成するものは、周辺景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。

- 周辺の建築物や工作物の高さとの連続性に配慮し、道路等の公共空間側の圧迫感を軽減させる（5頁参照）

### (3) 形態意匠【外壁】

#### 【景観形成基準】

- 周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。

- 周辺の建築物や工作物の外壁と素材を合わせる（6頁参照）

#### (4) 形態意匠【色彩】

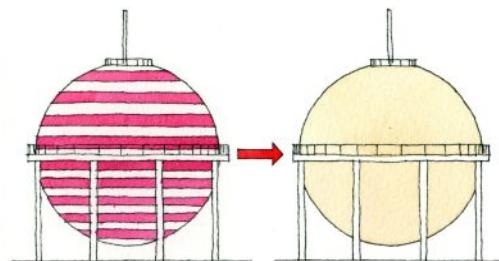
##### 【景観形成基準】

- ア 工作物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。
- イ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。

■高い工作物の色彩は、空との調和に配慮する



■派手な色使いは避ける



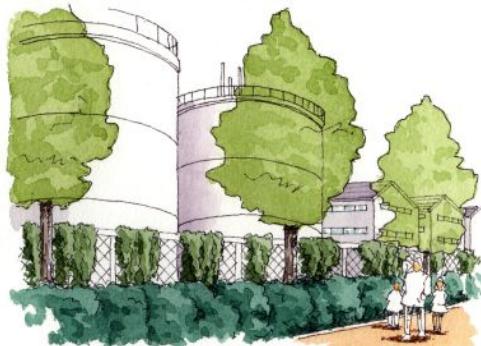
#### (5) その他【植栽等】

##### 【景観形成基準】

- 敷地内には、地域の景観に調和した樹種の植栽に配慮すること。道路等の公共空間に面する部分の植栽に配慮すること。

■周辺の斜面緑地や屋敷林、社寺林等にある樹種を用いて植栽する（9頁参照）

■工作物の周囲の植栽により、周辺景観との調和に配慮する



## (6) その他【照明】

### 【景観形成基準】

- ア 照明は、周辺景観との調和に配慮し、夜間景観を演出するような照明方法の工夫を行うこと。
- イ 点滅する光源は避けるように配慮すること。

■夜間景観を演出する工夫をする



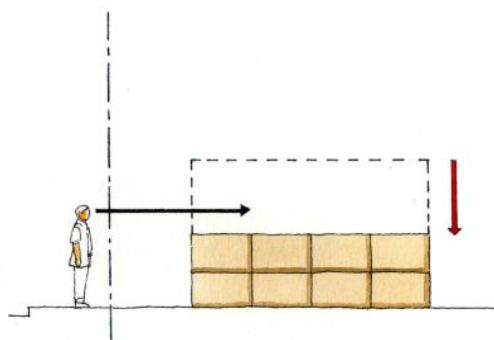
### 3 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

#### 物件の堆積

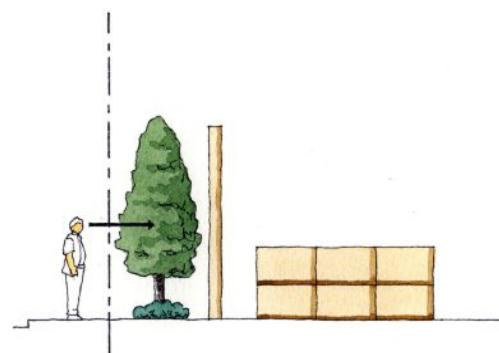
##### 【景観形成基準】

- ア 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮へいすること。
- イ 遮へい物を設置する場合、遮へい物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。

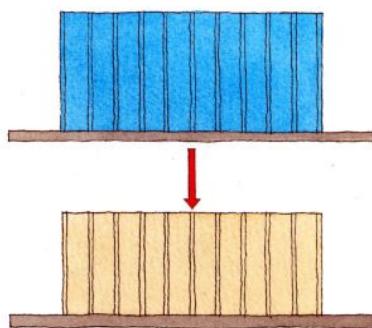
■資材等を人の目線より低く堆積する



■道路等の公共空間から堆積物が見えないように植栽又は鋼板で遮へいする



■堆積物を遮蔽する鋼板は、目立ち過ぎない色彩とする



# 勧告基準、変更命令基準

届出対象行為については、外観の色彩等について、勧告及び変更命令を行うための基準を定めています。

## 1 勧告基準

- (1) 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

### 【勧告基準】

届出対象行為について、色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは勧告を行うことができるものとします。

### 勧告基準に該当する例



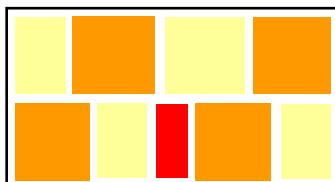
例) 色彩の制限基準に該当する面積  
が 4/10 の場合、当該立面の面  
積の 1/3 を超える。

※立面の面積には、屋根やひさし、  
開口部なども含む。

### 点滅する光源が形成する面積

光源が面の場合は、面の面積とし、光源が線や点の場合は、線や点が囲む面積とする。

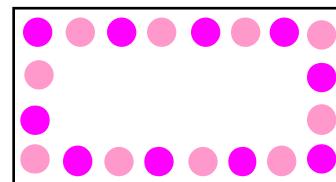
光源が面の場合



光源が線の場合



光源が点の場合



## 改善のヒント

### ■色相を変える

色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する部分の色彩の色相（色合い）を、周辺の自然環境や、建築物等に調和する色相に変える。

### ■彩度を抑える

色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する部分の色彩の彩度（鮮やかさ）を、周辺と調和するよう低く抑える。

### ■派手な色は小さな面積で使う

色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩を使用する場合には、できるだけ小さな面積で使用する。

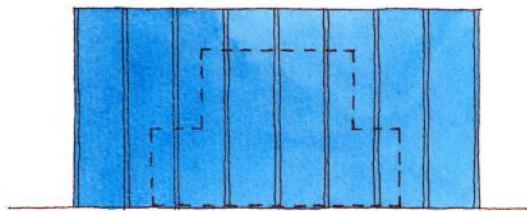
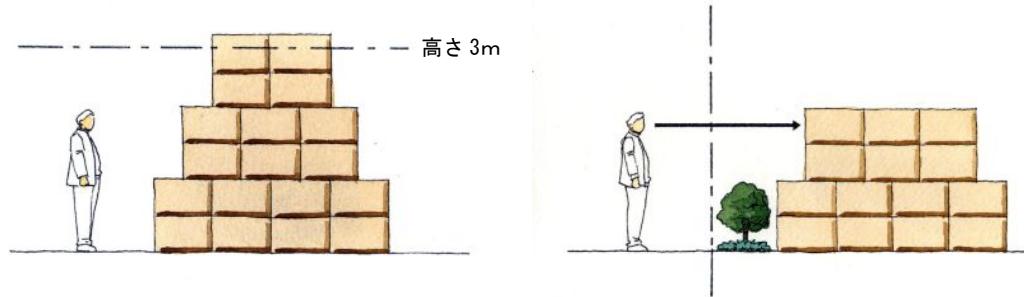
## (2) 物件の堆積

### 【勧告基準】

届出対象行為について、次のいずれかに該当すると認めるときは勧告を行うことができるものとします。

- ア 堆積の高さが3mを超えるとき。
- イ 遮へい物がなく、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。
- ウ 遮へい物の色彩について、色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき。

### 勧告基準に該当する例



### 改善のヒント

- 堆積の高さが3mを超えないようにする
- 堆積と道路等の公共空間との間に遮へい物を設置する
- 遮へい物の色彩について、色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えないようにする

## 2 変更命令基準

### 【変更命令基準】

建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の行為に係る届出対象行為について、色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは変更命令を行うことができるものとします。

- 変更命令基準は、「1 励告基準 (1) 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」と同じため、基準に該当する例や改善のヒントについて、16頁及び17頁を参照してください

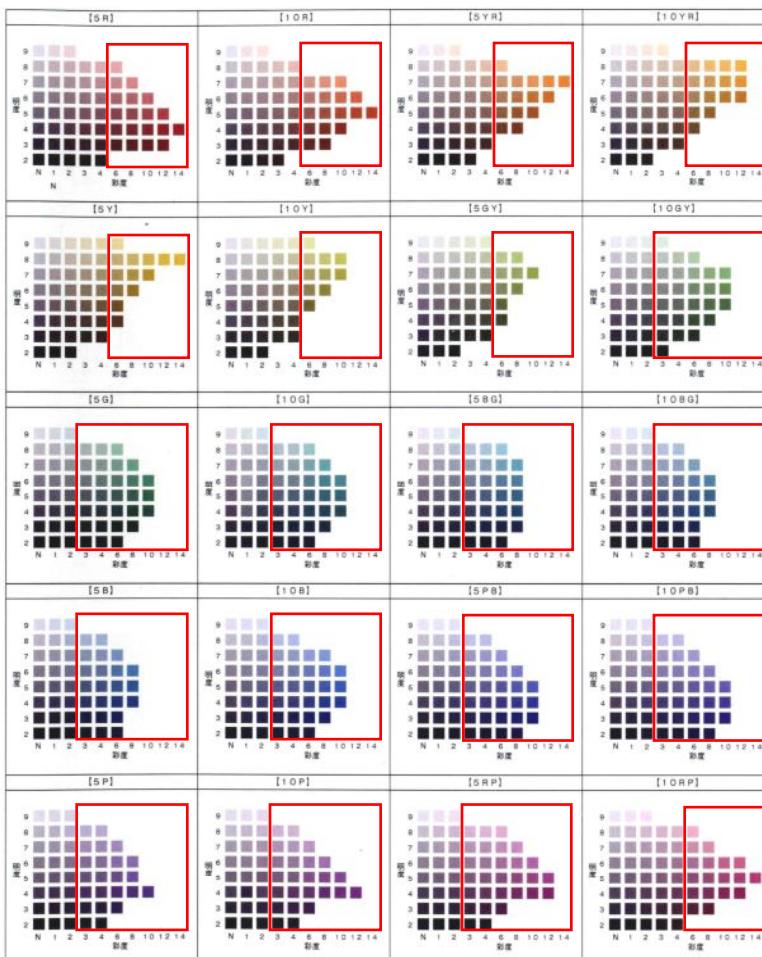
# 色彩の制限基準

**ア 住宅系（第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域〔イ 商業業務系に該当する地域を除く〕）**

外壁の基本色は、周囲のまちなみと違和感なく調和する低彩度の色彩とします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	—	4 を超える
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

**【代表的な色彩の例】**



赤枠 **□** は、色彩の制限基準を示しています。

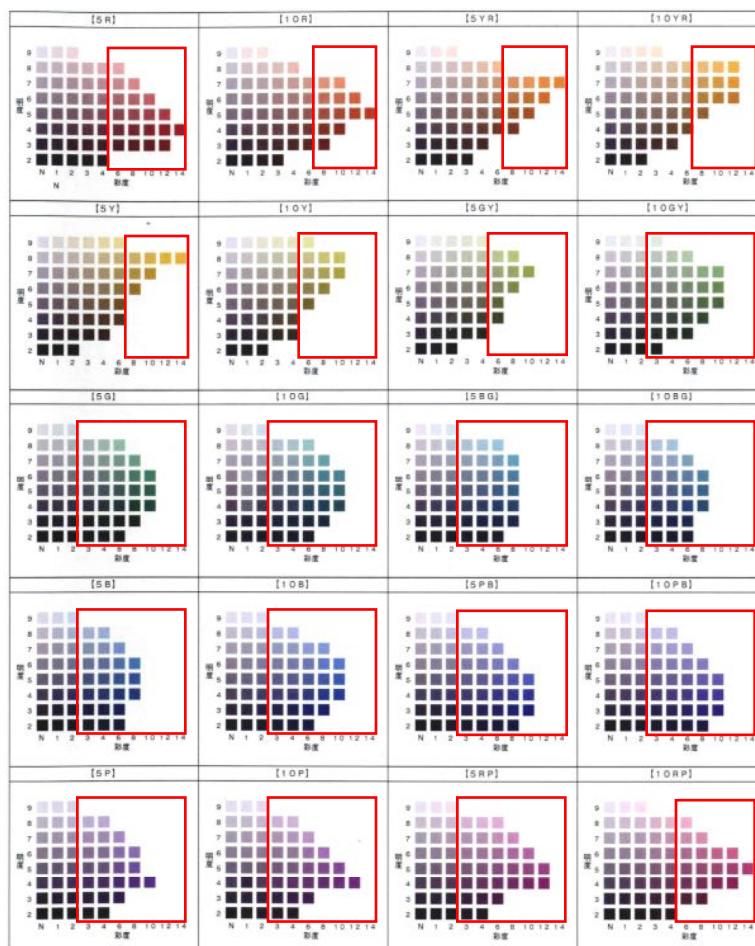
印刷による色の再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

## イ 商業業務系（丸山台一丁目の近隣商業地域、商業地域）

外壁の基本色は、魅力的で活気に満ちたような色彩表現も必要となるため、比較的幅広い範囲の色彩を用いることができるものとしますが、極端に派手な高彩度の色彩を避けることとします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	—	6 を超える
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

【代表的な  
色彩の例】



赤枠   は、色彩の制限基準を示しています。

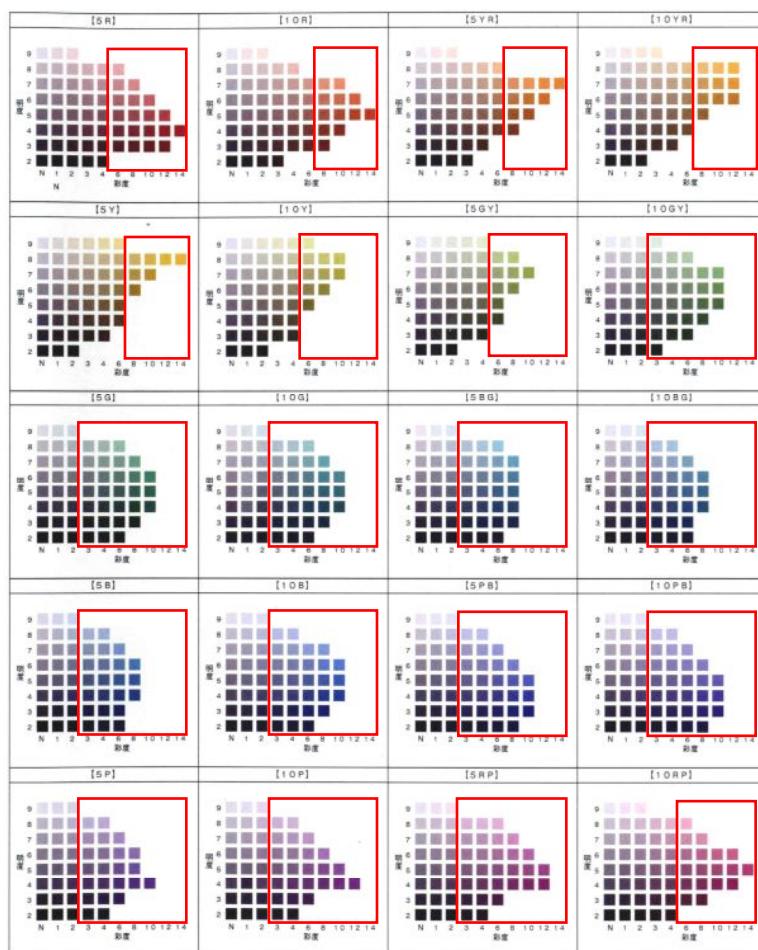
印刷による色の再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

## ウ 工業・流通業務系（準工業地域、工業地域【（工 公益文教系に該当する地域を除く）、工業専用地域】）

外壁の基本色は、閉塞感や威圧感を軽減するよう明るい低彩度の色彩とします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	—	6 を超える
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

【代表的な  
色彩の例】



赤枠   は、色彩の制限基準を示しています。

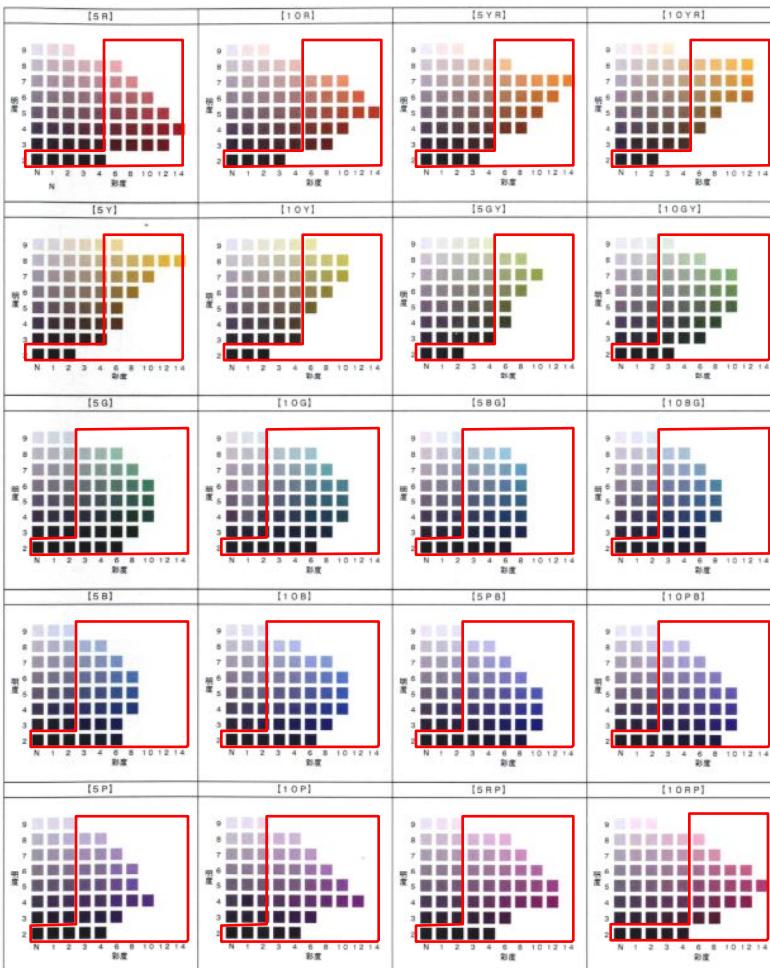
印刷による色の再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

## 工 公益文教系（広沢の工業地域、広沢・南二丁目の用途地域が定められていない区域）

外壁の基本色は、閉塞感や威圧感を軽減するよう明るい低彩度の色彩とします。また、自然の緑との対比が極端に暗い低明度の色調は避けることとします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	2 を超える	4 を超える
	2 以下	—
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	2 を超える	4 を超える
	2 以下	—
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	2 を超える	2 を超える
	2 以下	—
無彩色 N	2 以下	—

【代表的な色彩の例】



赤枠   は、色彩の制限基準を示しています。

印刷による色の再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

## 才 農業系（用途地域が定められていない区域（[工 公益文教系に該当する地域を除く]）

外壁の基本色は、周囲の景観と違和感なく調和するよう、自然に近い穏やかな色彩とします。周辺の緑によく映え、汚れも目立ちにくい低彩度の色彩とします。また、自然の緑との対比が極端に明るい高明度及び極端に暗い低明度の色調は避けることとします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	9以上	—
	2を超える9未満	4を超える
	2以下	—
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	9以上	—
	2を超える9未満	4を超える
	2以下	—
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	9以上	—
	2を超える9未満	2を超える
	2以下	—
無彩色 N	9以上	—
	2以下	—

【代表的な  
色彩の例】



赤枠   は、色彩の制限基準を示しています。

印刷による色の再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。